

【児童扶養手当の支給要件（児童扶養手当法第4条）】

次の1から8のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（心身に一定の障害のあるときは20歳未満）児童を監護している父又は母、もしくは、父又は母にかわってその児童を養育している人。ただし、9から11のいずれかに該当する人は対象外となります。

- 1 父母が離婚(事実婚の解消を含む)した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- 2 父又は母が死亡した児童
- 3 父又は母が政令で定める障害の状態にある児童
- 4 父又は母の生死が明らかでない児童
- 5 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- 6 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 7 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 8 婚姻（事実婚を含む）によらないで生まれた児童

ただし、以下に該当する場合は、児童扶養手当を受けることができません。

- 9 申請する人や児童が日本国内に住所を有しないとき。
- 10 児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき。
- 11 児童が父又は母の配偶者（事実上の配偶者を含み、政令で定める障害の状態にある者を除く）に養育されている、もしくは生計を同じくしているとき。